

平成30年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画（案）

茨城県技能振興コーナー

（地域における技能振興に係る業務）

技能振興は、特に若年者のものづくりに対する関心喚起を行うことが重要であり、ものづくりに興味を持ち、進んで技能者を目指す場を提供します。また広く一般に対しては、ものづくりの魅力を社会全体が共有できる場を積極的に提供することで、技能尊重気運の醸成等を図ります。

1. 技能五輪全国大会予選の実施・援助

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施（1競技職種以上）

(2) 参加旅費等の支援（各大会の都度）

若年者ものづくり技能競技大会、技能五輪全国大会の参加選手の旅費に加えて、選手の指導員の旅費、工具等の運搬費援助を行い、中小企業や教育訓練施設への大会参加を促進します。

2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み

(1) いばらきものづくりフェア等の開催

熟練技能者の製作実演・作品展示・ものづくり体験教室、職種の紹介・技能士製作の作品展示、技能士・技能検定制度の紹介をするなど、県民に広く技能の素晴らしさや技能士の活動をPRし、幅広いものづくり文化を披露する場を提供いたします。

(2) 熟練技能者等の派遣による若年技能者等に対する実技指導の実施

(3) 技能伝承に取り組む企業の事例発表及び意見交換会

(4) ブロック単位で実施するイベント

ブロックごとのイベントに際しては、幹事県を始め、各コーナーと協力して取組みます。

（ものづくりマイスター・ITマスターの認定、登録に関する業務）

ものづくりマイスター制度をさらに周知・広報するため、連携会議に属する各組織からの広報活動のほか、様々な団体等を通して、企業や技能士会、技能者の方々へのものづくりマイスターの認定申請の働きかけを行います。また様々なニーズに対応するため、これまで認定されていない職種でのマイスターの開拓にも重点をおき、登録は数ではなく真に必要な職種と人数に絞り込んで実施します。また情報関連職種のITマスター登録に対しても同様に働きかけを行ないます。

（ものづくりマイスター・ITマスターの活用に係る業務）

若年技能者の人材育成に係る相談・援助を行うとともに、技能競技大会の競技課題等を活用しながら広く若年技能者への実技指導を行い、若年技能者の技能習得レベルの底上げを図ります。また、ものづくりに慣れ親しんだことが少ない学生生徒、教育機関関係者等に対して、講師として派遣することにより、産業の魅力を発信し技能分野への誘導を図ります。

1. 若年技能者の人材育成にかかる相談・援助

2. ものづくりマイスター・ITマスターの派遣による実技指導の実施

求められるニーズに対応できるものづくりマイスター及びITマスターを選定・派遣し、過去の技能競技大会の競技課題又は技能検定実技課題を基にした実技指導等を行います。

- (1) 中小零細企業に対する実技指導等
- (2) 工業高校等の学生に対する実技指導等
- (3) ITマスターによる実技指導等

3. 「目指せマイスター」プロジェクト

- (1) 地域の教育機関関係者・学生生徒等に対する「ものづくりの魅力」の発信

若者の技能離れ、ものづくり人材の不足に対応していくためには、若年期からものづくりに関する理解促進等が不可欠だと考えます。このため、教育機関関係者、学生生徒、学生生徒の保護者等に対して「ものづくりの魅力」発信を行う「目指せマイスター」プロジェクトとして、次の取組を推進します。

- ① 学校の授業等へのものづくりマイスター派遣（学生生徒を対象）

小・中・高等学校等(工業高校等の学生は除く)ごとに、ものづくりの魅力が直に伝わるように「講義+体験教室」または「講義+実演」形式により技能・技術への関心を高めます。

- ② 学校の教師・保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への派遣

上記①の講義等の実施にあたり、当該学校の教師の理解を深め、学生生徒やその保護者等に対して必要な助言が出来るよう、事前にもものづくりマイスターを派遣します。

- ③ ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学
ものづくりマイスターが勤務する事業所見学と講義を組合せて実施します。

- (2) 「ITの魅力」発信

総合的な学習の時間等を活用してITマスターの派遣を行い、児童・生徒に対して情報技術に関する興味の喚起及び情報技術を使いこなす職業能力の付与を実現します。

- (3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信
- (4) ものづくりマイスターの働く現場での職場体験実習

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の開催)

第1回目は前年度の結果報告及び当該年度の推進計画の説明等、第2回目には事業の進捗状況の報告、及び当該年度の実施状況を踏まえた翌年度事業のあり方について審議等を行います。